

## 吉川市告示第93号の4

吉川市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

吉川市長 中原恵人

吉川市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型サービスC

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）

第3章 通所型サービスC

第1節 基本方針（第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条・第45条）

第3節 設備に関する基準（第46条）

第4節 運営に関する基準（第47条—第57条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条—第61条）

第4章 雑則（第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき市が定める基準であって、同条第2号に該当するものとして、吉川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和6年吉川市告示第93号の2）第4条第1号ア(ウ)に規定する訪問型サービスC及び同号イ(ウ)

に規定する通所型サービスCの人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、省令、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）において使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、法人とする。

- 2 指定事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であってはならない。
- 3 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定事業者は、第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 7 指定事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定にする暴力団関係者と社会的に非難される関係を有してはならない。

## 第2章 訪問型サービスC

### 第1節 基本方針

第4条 訪問型サービスCの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、原則3月以内で短期集中での介護予防事業を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第5条 訪問型サービスCを行う者（以下「訪問型サービスC事業者」という。）が当該

事業を行う事業所（以下「訪問型サービスC事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この章において「訪問型サービスC従事者」という。）の員数は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれか1人とする。

（管理者）

第6条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第7条 訪問型サービスC事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスCの事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

### 第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問型サービスC従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービスC事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ

れた前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービスC事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスC事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスC事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第9条 訪問型サービスC事業者は、正当な理由なく訪問型サービスCの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所の通常の事業の実施地域

(当該事業所が通常時に訪問型サービスCを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスCを提供することが困難であると認めたときは、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等(地域包括センター及び指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の訪問型サービスC事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問型サービスC事業者は、利用申込者から訪問型サービスCの提供を求められたときは、その者の提示する介護保険被保険者証(次項において「被保険者証」という。)によって、被保険者資格及び居宅要支援被保険者等であることの認定(以下「要支援認定等」という。)の有無並びにそれらの有効期間を確認しなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して訪問型サービスCを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供の開始に際し、利用申込者の要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は基本チェックリスト(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第1の質問項目をいう。)の実施を行うよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、介護予防ケアマネジメント(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前までに要支援認定等の更新の手続がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議(吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年吉川市条例第4号)第31条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、

置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供の開始に当たり、利用申込者が、省令第140条の62の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨の説明、地域包括支援センター等に関する情報の提供その他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 訪問型サービスC事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問型サービスCを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 訪問型サービスC事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを提供したときは、当該訪問型サービスCの提供日及び内容、当該訪問型サービスCについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 訪問型サービスC事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定事業者の当該指定に係る介護予防・生活支援サービス事業をいう。以下同じ。）に該当する訪問型サービスCを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスCに係る第1号事業支給費基準額（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）第1条第4号に規定する第1号事業支給費基準額をいう。以下同じ。）から当該訪問型サービスC事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスCを提供したときは、その利用者から支払を受ける利用料の額と訪問型サービスCに係る第1号事業支給費との間に不合理な差額を生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスCを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問型サービスC事業者は、前項の費用の額に係る訪問型サービスCの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 訪問型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスCに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスCの内容、費用の額

その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC従事者に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスCの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問型サービスC従事者は、現に訪問型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第25条 訪問型サービスC事業所の管理者は、訪問型サービスC従事者の管理及び訪問型サービスCの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービスC事業所の管理者は、訪問型サービスC従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問型サービスC事業所の管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスCの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスCの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

- (5) 訪問型サービスC従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問型サービスC従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問型サービスC従事者の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問型サービスC従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに、次に掲げる訪問型サービスCの運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスCの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 個人情報の取扱い
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第27条 訪問型サービスC事業者は、利用者に対して適切な訪問型サービスCを提供できるよう、訪問型サービスC事業所ごとに、訪問型サービスC従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに、訪問型サービスC従事者によって訪問型サービスCを提供しなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、訪問型サービスC事業者は、全ての訪問型サービスC従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措

置を講じなければならない。

- 4 訪問型サービスC事業者は、適切な訪問型サービスCの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問型サービスC従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条 訪問型サービスC事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスCの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 訪問型サービスC事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第30条 訪問型介護サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営規程の概要、訪問型サービスC従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問型サービスC事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 訪問型サービスC事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 訪問型サービスC従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 訪問型サービスC事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者により訪問型サービスCを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 訪問型サービスC事業者は、提供した訪問型サービスCに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、提供した訪問型サービスCに関して市が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスC事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 訪問型サービスC事業者は、提供した訪問型サービスCに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、当該国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな

なければならない。

- 6 訪問型サービスC事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 訪問型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスCの利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 3 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスCを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスCの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条 訪問型サービスC事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該訪問型サービスC事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問型サービスC従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 訪問型サービスC事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 訪問型サービスC事業所において、訪問型サービスC従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスCの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第23条の規定による市への通知に係る記録
- (3) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第41条第2号に規定する訪問型サービスC計画
- (6) 第41条第13号の規定による身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスCの基本的取扱方針)

第40条 訪問型サービスCは、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、自らその提供する訪問型サービスCの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たり、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して訪問型サービスCの提供に当たらなければならない。

4 訪問型サービスC事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる

ような方法による訪問型サービスCの提供に努めなければならない。

- 5 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスCの具体的取扱方針)

第41条 訪問型サービスCの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスCの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問型サービスC事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスC計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスC計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 訪問型サービスC事業所の管理者は、訪問型サービスC計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 訪問型サービスC事業所の管理者は、訪問型サービスC計画を作成したときは、当該訪問型サービスC計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 訪問型サービスCの提供に当たっては、訪問型サービスC計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適当に行うこと。
- (7) 訪問型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し訪問型サービスCの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスCの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって訪問型サービスCの提供を行うものとする。
- (9) 訪問型サービスC事業所の管理者は、訪問型サービスC計画に基づくサービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスC計画に係る利用者の

状態及び当該利用者に対するサービスの提供状況について、当該訪問型サービスCの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問型サービスC計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は、当該訪問型サービスC計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 訪問型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を訪問型サービスCの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならないこと。

(11) 訪問型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスC計画の変更を行うものとする。

(12) 訪問型サービスCの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(13) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(14) 第2号から第5号までの規定は、第11号に規定する訪問型サービスC計画の変更について準用すること。

(訪問型サービスCの提供に当たっての留意点)

第42条 訪問型サービスCの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防マネジメント等におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスCの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問型サービスC事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

### 第3章 通所型サービスC

#### 第1節 基本方針

第43条 通所型サービスCの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、原則3月以内で短期集中での介護予防事業を行

うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第44条 通所型サービスC事業を行う者（以下「通所型サービスC事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスC事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この章において「通所型サービスC従事者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活相談員 通所型サービスCの提供日ごとに、通所型サービスCを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所型サービスCの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスCを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 通所型サービスCの単位ごとに、専ら当該通所型サービスCの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所型サービスCの単位ごとに、当該通所型サービスCを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスCを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該通所型サービスC事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第5号。以下「地域密着型基準条例」という。）第61条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は介護予防通所介護相当サービス事業者（吉川市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和6年吉川市告示第93号の5。以下「相当サービス基準」という。）第46条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス

Cの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業、指定地域密着型通所介護（地域密着型基準条例第60条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は介護予防通所介護相当サービス（吉川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号イ（ア）に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスC、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 通所型サービスC事業所の利用定員（当該通所型サービスC事業所において同時に通所型サービスCの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービスCの単位ごとに、当該通所型サービスCを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所型サービスCの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上通所型サービスCに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスCの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所型サービスCの単位は、通所型サービスCであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型サービスC事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所型サービスC事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスCの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条、地域密着型基準条例第61条又は相当サービス基準第46条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、通所型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

第46条 通所型サービスC事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスCの事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら当該通所型サービスCの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスCの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所型サービスC事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスCの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は地域密着型基準条例第63条第1項か

ら第3項まで又は相当サービス基準第48条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用料等の受領)

第47条 通所型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスCを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスCに係る第1号事業支給費基準額から当該通所型サービスC事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスCを提供したときは、その利用者から支払を受ける利用料の額と通所型サービスCに係る第1号事業支給費との間に不合理な差額を生じないようにしなければならない。

3 通所型サービスC事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスCの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによる。

5 通所型サービスC事業者は、第3項の費用の額に係る通所型サービスCの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

##### (管理者の責務)

第48条 通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC従事者の管理及び通所型サービスCの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第49条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所ごとに、次に掲げる通所型サービスCの運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスCの利用定員
- (5) 通所型サービスCの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 個人情報の取扱い
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第50条 通所型サービスC事業者は、利用者に対して適切な通所型サービスCを提供できるように、通所型サービスC事業所ごとに、通所型サービスC従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所ごとに、通所型サービスC従事者によって通所型サービスCを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所型サービスC事業者は、全ての通所型サービスC従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所型サービスC事業者は、適切な通所型サービスCの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービスC従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第51条 通所型サービスC事業者は、利用定員を超えて通所型サービスCの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(非常災害対策等)

第52条 通所型サービスC事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に通所型サービスC従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第53条 通所型サービスC事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 通所型サービスC事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービスC従事者に周知徹底を図ること。

(2) 通所型サービスC事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所型サービスC事業所において、通所型サービスC従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第54条 通所型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスCの利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他

の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

3 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスCを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスCの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第55条 通所型サービスC事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 通所型サービスC事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第56条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録しておかななければならない。

2 通所型サービスC事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第59条第2号に規定する通所型サービスC計画

(6) 第59条第13号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(準用)

第57条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条、第30条から第34条まで、第37条及び第38条の規定は、通所型サービスCの

事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条第1項中「第26条」とあるのは、「第49条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (通所型サービスCの基本取扱方針)

第58条 通所型サービスCは、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、自らその提供する通所型サービスCの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、単に利用者の運動器機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して通所型サービスCの提供に当たらなければならない。

4 通所型サービスC事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による通所型サービスCの提供に努めなければならない。

5 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

##### (通所型サービスCの具体的取扱方針)

第59条 通所型サービスCの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型サービスCの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所型サービスC事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC計画を作成するものとする。

(3) 通所型サービスC計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、

当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

- (4) 通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC計画を作成したときは、当該通所型サービスC計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 通所型サービスCの提供に当たっては、通所型サービスC計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、通所型サービスCの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスCの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって通所型サービスCの提供を行うものとする。
- (9) 通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC計画に基づくサービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスC計画に係る利用者の状態及び当該利用者に対するサービスの提供状況について、当該通所型サービスCの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービスC計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は、当該通所型サービスC計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 通所型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を通所型サービスCの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならないこと。
- (11) 通所型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスC計画の変更を行うものとする。
- (12) 通所型サービスCの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (13) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (14) 第2号から第5号までの規定は、第11号に規定する通所型サービスC計画の変

更について準用すること。

(通所型サービスCの提供に当たっての留意点)

第60条 通所型サービスCの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防マネジメント等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスCの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 通所型サービスC事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所型サービスC事業者は、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わず、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第61条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、急変時マニュアル等を作成し、通所型サービスC従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供をするときは、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等

人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるもの(第11条第1項(第57条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識できない方法をいう。)によることができる。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第30条第3項(第57条において準用する場合を含む。)の規定は、令和7年4月1日から施行する。